

第二回JMTXウェビナー



米国での交通事故—もしもの時のために知っておかないといけない医療と保険と法律のこと 報告レポート



▲図1 第二回JMTXウェビナーQ&Aセッション
 上段:左から、八木謙一弁護士(講師、JMTX)、福田由梨子医師(JMTX)、生駒成彦医師(司会進行、JMTX)
 中段:左から、兒子真之医師(JMTX)、藤田満美子氏(Baldwin Risk Partners)、藤田淳医師(JMTX)
 下段:左から、松島一英医師(講師)、上中美月医師(講師)

アメリカ在住の日本人にアメリカの医療情報を提供することで、アメリカ在住の日本人が医療システムの違いを乗り越えアメリカでも必要な医療を受けられるようになることを主な趣旨とし、商工会を始めとする皆様のご支援を受け、ヒューストンの日本人臨床医が中心となり、[日本テキサス医学振興会\(JMTX\)](#)を2022年10月末に設立致しました。第一回JMTXウェビナー:「[米国の医療保険制度とかかりつけ医について](#)」に引き続き、第二回JMTXウェビナー(図1)を10/14(土)に行いましたので、報告させていただきます。

車社会のアメリカでは、交通事故に巻き込まれる可能性は日本よりもはるかに高く、加害者にも被害者にもなり得ます。楽しくないことだけれど、知っておかなければならないことの一つです。このウェビナーでは、各専門家をお招きし、米国で交通事故に遭ってしまった時のために、初期の対応から治療の受け方、医療費と自動車保険、そして交渉や訴訟まで幅広く取り上げました。

まず、カリフォルニアで外傷外科医として勤務されている[松島一英](#)医師に[米国の交通外傷と救急外科の実際](#)についてご講演頂きました。アメリカの年間交通事故死者数は日本の十倍以上であるという強烈なデータから始まり、外傷センターシステム、交通事故に遭ってから病院に搬送されるまでの流れ、搬送後の治療の流れや注意点などについて説明して頂きました。日頃、救急現場で働いている医師から伝えられる言葉には重みがあり、安全運転をしよう、万が一の時のために十分な知識を蓄えておくと気が引き締まる思いになりました。次に、通勤中に不運にも交通事故に遭遇してしまったカリフォルニア在住の上中美月医師が、[ご自分の経験](#)を話して下さいました。高速道路を制限速度を守り運転していたところ、一方的に割り込んできた車にぶつけられ、自身の車は中央分離帯にぶつかり大破。車から出られず、California Highway Patrolに車から救出され、相手方のドライバーとのやり取りはなしに救急車で近隣病院に搬送。救急外来で検査後、経過観察のため一泊入院。骨折の診断のため退院2日後に整形外科を外来受診し、レントゲンとCTを撮り、その翌日に外来手術。事故後、行政に対する事故の報告、自分側、相手側の自動車保険とのやり取り、自分の医療保険とのやり取り、休職・休業補償の手続きなど膨大な手続きが待っていた。その中でも最も衝撃的な事は、相手が自分の完全なる非を認めているのにも関わらず、相手は州で義務付けられている最低レベルの保険にしか入っておらず財産もないため、支払い能力がないとみなされ、大幅に超過した医療費の支払い交渉を自分の自動車保険会社・医療保険会社相手に自分でやらなければいけなくなったことだった。詳細は当ウェビナー[録画](#)をご覧ください。自分に非がなくても、相手に支払い能力がないばかりに、精神的、身体的ダメージに問わず自身の経済的損失を軽減するために自分が頑張らなといけないという厳しい現実があるのです。まだ完全に回復されていらいっしょらないにも関わらず、少しでも皆さんに参考になれば、と、聴いているだけで胸が痛くなる内容を分かりや

すくお話し下さった上中医師に一同感謝申し上げます。

次に、第一回ウェビナーに引き続き、Baldwin Risk PartnersのGlobal Japanese Practice(日系部門)で医療保険を担当されている[藤田満美子氏](#)に[自動車事故でケガをした際の保険の仕組み・留意点](#)についてご講演頂きました。大事な点として、

- ・自動車事故で人身傷害被害に適用される保険には、医療保険、自動車保険、アンブレラ保険、労働災害保険がある。
- ・通常、医療保険のルール上自己負担となる免責額や医療費は、自動車保険が補償限度額分まで補償する。
- ・全米のうちNo Fault Stateと呼ばれる12州(テキサス州は含まれない)では、自動車保険被保険者の過失の有無に関わらず、自動車事故でケガをした場合、自分自身が保有している自動車保険の一部であるPersonal Injury Protectionから、医療費やその費用に対して保険金が下りる仕組みがある。
- ・自動車保険補償内容は多岐に渡る(図2参照)。などと難しい内容を分かりやすく説明され、自動車保険を契約する際に参照したくなるようなスライドばかりでした。

図2 主な自動車保険補償内容

保険の種類	概要	人身傷害補償
Personal Injury Protection (人身傷害補償)	事故の過失の有無にかかわらず、運転者または同乗者が被った身体的被害の医療費等を補償 (基本はNo-Fault州のみ)	○
Medical Payments Coverage (搭乗者傷害補償)	事故の過失の有無にかかわらず、運転者または同乗者が被った身体的被害の医療費等を補償 (No-Fault州以外)	○
Uninsured/Underinsured Coverage (無保険者/低額保険者補償)	相手側の過失で、相手側が無保険もしくは補償額が低く充分な賠償が受けられない場合、自らが被った身体的被害の医療費等補償	○
Bodily Injury Liability (対人賠償責任補償)	自分に過失がある場合、相手の身体的傷害を賠償	○
Property Damage Liability (対物賠償責任補償)	自分に過失がある場合、相手の車両などの物的損害を賠償	X
Collision (衝突車両補償)	他物との衝突による自車の損害に対する補償	X
Comprehensive (包括車両補償 衝突以外)	衝突以外の損害(盗難、火災、いたずらなど)による自車の損害に対する補償	X

©2023 Baldwin Risk Partners, LLC. All rights reserved.

最後にJMTXの理事もされている[八木謙一](#)弁護士に[自動車事故の法的対応](#)についてご講演頂きました。米国で交通事故にあったらすべきこと(図3)やポリスレポートを警察から発行してもらうことの重要性と注意点についてお話されたあと、弁護士費用は通常完全成功報酬制であり相手の保険会社は弁護士を雇わなければ通常慰謝料を払わないなどの理由から弁護士に相談した方がよい点が多数ある一方、弁護士に案件として取り扱われるには、(1)相手の過失が明確であること、(2)損害・傷害が確認できること、(3)相手に支払い能力/保険があり、損害賠償が可能であることなども大事であると説明して下さいました。

図3 米国で交通事故にあったら

1. 可能であれば、安全な場所に車を移動する
2. 警察を呼び(911)ポリスレポートを発行してもらう
3. 相手と連絡先を交換する
4. 目撃者がいれば、連絡先を交換する
5. 写真を撮るなど、事故の状況を記録
6. 弁護士に相談
7. 保険会社へ連絡
8. 医療機関を受診



テキサス州外からも多くの申し込みがあり、400人以上が参加、途中退出ほとんどなし、質問多数ととても関心の高いテーマでした。残念ながら参加できなかった方、復習されたい方、是非、[当日の録画、資料、Q&A](#)をご参照下さい。来年もウェビナーを開催予定ですので、是非ご参加ください。今後ともよろしくお願い致します。

(JMTX代表: 福田由梨子(ベイラー医科大学))

免責事項:JMTXウェビナー及びこの報告レポートは情報提供が目的ですので、これらを理由に専門家の医学的助言を軽視したり助言の入手を遅らせたりすることがないようにご注意ください。担当者は資料作成にはできる限り正確に記載するよう努めていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。これらの内容に関連して、不利益を被る事態が生じたとしても、講演者及び日本テキサス医学振興会関係者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。なお、これらは個人の見解であり各関係者が所属する組織の見解ではありません。